

## 事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月  
 【主管課・室】 地球環境局環境保全対策課  
 【評価責任者】 環境保全対策課長 荒井 真一

### 施策名、施策の概要及び予算額

施 策 名	- 1 - ( 4 ) 海洋環境の保全
施 策 の 概 要	<p>国連海洋法条約、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（以下「ロンドン条約」という。）、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書(MARPOL73/78条約)」、「油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC条約)」等海洋環境保全に関する条約及び国内法の着実な実施を図るとともに、新たな国際的規制の枠組みに対応するための準備を進める。また、関係国と協力しつつ、日本海及び黄海を対象とする「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの地域的取組を進める。</p>
予 算 額	187,896 千円

### 目標・指標、及び目標の達成状況

目 標	<p>国際的な連携の下で、油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。</p>
達成状況	<p>国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物による海洋汚染防止対策を推進するため、未査定液体物質の審査、廃棄物規制の強化、緊急時対応のための地方自治体職員等への訓練研修等を行った。</p> <p>ロンドン条約96年議定書締結のため、陸上処分体制の確立に向けた検討、国内法制度の整備を進め、96年議定書の内容を担保する海洋汚染防止法の改正法案を国会に提出し、可決成立（平成16年5月12日）した。</p> <p>NOWPAPに関しては、CEARAC（NOWPAPのプロジェクトの実施を推進する地域活動センター）の活動等に積極的に参加して今後の活動指針の策定等に協力した。また、リモートセンシングによるモニタリングを行うため、富山県に設置している衛星信号の受信・画像化を行う施設の充実を図り、モニタリングの運用を行っている。また、油流出といった緊急時での各国の協力体制が確認され、また国連環境計画により活動の総合調整を行うための事務局機能を担う地域調整ユニット（RCU）が富山県に設置された。</p>

	<p>海洋環境モニタリングは継続的に実施しているが、調査海域における著しい汚染は認められていない。</p> <p>漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会議により、省庁間で情報を交換し、また、削減に向けた方策の検討のために国内の漂着物調査や海外での状況、予測手法の現状について情報を収集整理した。</p>
--	--

下位目標1	条約等の規定に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分にかかる規制を推進する。				
指 標	H14年	H15年	H16年	目標値	H19年
陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量	389 万トン	384 万トン	378 万トン		284 万トン
達成状況	<p>ロンドン条約96年議定書締結のため、陸上処分体制の確立に向けた検討、国内法制度の整備を進め、96年議定書の内容を担保する海洋汚染防止法の改正案を国会に提出し、可決成立した。</p>				

下位目標2	条約等に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進する。				
達成状況	<p>有識者による検討会を実施して、未査定液体物質の査定を実施するなど、油、有害液体物質等、廃棄物による海洋汚染防止対策を推進した。</p>				

下位目標3	油流出事故の発生時における適切な対応体制の整備を推進する。				
達成状況	<p>緊急時対応のため地方公共団体職員等25名に訓練研修を行った。平成 8年から平成16年までに本訓練参加者は365名となった。</p> <p>油流出事故に適切に対応するための連絡体制の整備を進めた。</p> <p>油処理剤等の環境面からの評価を行い、油処理剤等の適正使用のための知見を収集した。</p>				

下位目標4	国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）に基づく取組を推進する。				
達成状況	<p>油流出による緊急時での協力体制を確立し、また国連環境計画による地域活動調整ユニット（RCU）の設置により、CEARACの活動等に積極的に参画し、今後のNOWPAP活動指針の策定等に協力した。</p> <p>NOWPAPのプロジェクトである特殊モニタリングについて、その手法の確立に向けて、機器の整備・観測手法の開発を行った。</p>				

評価、及び今後の課題

<p>評 価</p>	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)          海洋環境について、廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による汚染の進行等が懸念されており、国際的な連携の下に一層の環境保全を図っていく必要がある。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)          国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、関連法の着実な施行を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。          ロンドン条約96年議定書の締結に向けた準備を計画的に進め、議定書締結の準備が整いつつある。          NOWPAPの活動促進のため、リモートセンシングによる海洋観測を行うための研究開発を行った。これにより、NOWPAPについては、事前準備の段階から、海洋環境モニタリング技術の開発等具体的活動の推進の段階に移行しつつある。          船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための(国際)条約(以下「バラスト水条約」という。)の発効に備えた基礎情報の収集を行い、条約を受け入れるための準備を進めた。          漂流・漂着ゴミについては、漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会により、省庁間で情報交換を行うとともに、連絡体制を整え、削減に向けた方策の検討のために国内の漂着物調査や海外での状況、予測手法の現状について情報を収集整理した。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)          平成16年度においては、委託業務、請負業務の事業内容について再度見直しを行うことによって前年度よりさらに事業の運営が効率的になった。</p> <p>&lt; 目標に対する総合的な評価 &gt;          国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきており、これにより海洋汚染の未然防止が図られてきているが、新たな条約の発効等に伴う規制の強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等の観点から、引き続き各種施策を積極的に講じていく必要がある。</p>
------------	--

今後の課題	<p>これまでの検討結果を踏まえ、ロンドン条約96年議定書の締結に向けて国内制度を確立し、制度の運用に向けた取組が必要。</p> <p>NOWPAPについては、地域調整ユニット(RCU)の本格的活動、NOWPAP活動のさらなる活性化のための体制作りが必要。</p> <p>海洋モニタリングについては、海洋環境モニタリング指針に基づき、効果的に調査を進めることが必要。</p> <p>バラスト水条約の発効に備え、更に基礎情報の収集を行うとともに、対応体制の整備を進めることが必要。</p> <p>海洋における大規模な有害液体物質流出事故に対する準備等を定めた「2000年の危険物質及び有害物質による準備、対応及び協力に関する議定書」(以下「OPRC-HNS議定書」という。)の発効に備え、情報収集を行うとともに、環境面からの国内体制を整備することが必要。</p> <p>漂着・漂流ゴミについて、海外に起因するものへの対応として、近隣諸国との協力体制を検討していくことが必要。</p>
-------	--

#### 政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>OPRC-HNS議定書の締結に向けた環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、環境保全の観点からの事故対策マニュアルの策定等、環境省が実施すべき措置の検討を行う。</p> <p>海外から我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて近隣諸国との協力を推進するが必要である。また、バラスト水条約の発効に向けても、引き続き国内体制を整備していくことが必要である。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 1 - ( 4 ) 海洋環境の保全	
施策共通の主な政策手段等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</li> <li>・ ロンドン条約及び96年議定書</li> <li>・ MARPOL73/78条約</li> <li>・ OPRC条約</li> <li>・ 北西太平洋地域海行動計画</li> </ul>	
事務事業名 ( 関連下位目標番号 )	事業の概要	主な政策手段等
廃棄物の海洋投入処分に係る規制の国内体制の整備 ( 下位目標1 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロンドン条約96年議定書の規定に基づく、我が国の国内制度の整備及び、船舶からの廃棄物の海洋投入処分にかかる規制の実施。</li> <li>・ 長期的な海洋環境への影響を適切に把握するためのモニタリングの実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロンドン条約及び96年議定書</li> <li>・ 海洋環境モニタリング推進調査費  ( 101百万円 )</li> </ul>
船舶からの油、有害液体物質等廃棄物の排出規制 ( 下位目標2 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条約等の規定に基づく、我が国の国内制度の整備及び、船舶からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出に係る規制の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ MARPOL73/78条約</li> <li>・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</li> </ul>
事故時に備えた環境保全に係る体制の整備と事故時における適切な対応の実施 ( 下位目標3 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 油流出事故発生時における適切な対応体制の整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OPRC条約</li> <li>・ 油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画</li> </ul>
国際機関及び国際的な枠組みの下での取組の推進 ( 下位目標4 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画に基づく取組の推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北西太平洋地域海行動計画</li> </ul>

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) 1-1-(4) 海洋環境の保全 (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量	万トン	378 (H16年度)	284 (H19年度)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>我が国の廃棄物処理は、陸上処理が原則であるが、やむ得ない場合に法令で規定されている廃棄物を法令に規定されている方法に従って海洋投入処分することは認められている。平成17年度中にも発効が予想されているロンドン条約96年議定書においては、海洋投入処分可能な廃棄物がさらに限定され、海洋投入処分可能な廃棄物についても事前の環境影響評価の実施等が義務づけられるとともに、海洋投入処分量を最小にすることが求められている。このため、我が国としても廃棄物の陸上処분을徹底し、海洋投入処分量を最小限にする必要がある。</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>我が国の海洋投入処分量(海上保安庁とりまとめ・インターネットで非公開)</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>我が国が行っている陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分の処分量を低減させることを目標とする。</p>			